

(仮訳)

プレス・リリース

2015年7月16日

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会による「脆弱な銀行の特定と取扱いに関するガイドライン」の公表

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、本日、「脆弱な銀行の特定と取扱いに関するガイドライン」を公表しました。

脆弱な銀行は世界中で見られます。脆弱な銀行は、政治構造や金融システム、経済やテクノロジーの発展度合いに関わらず、すべての国において銀行監督当局や破綻処理当局の継続的な課題となっています。すべての銀行監督当局は、脆弱な銀行の発生を抑え、銀行が脆弱化した際にはそれに対処するよう備えをすべきです。

バーゼル委は、金融危機以降にみられた金融市場や金融規制における重要な進展を反映する観点から、2002年に公表された「脆弱な銀行に対する監督上のガイダンス」を改訂しています。主な変更点は以下のとおりです。

- 早期介入の必要性や再建・破綻処理に関する様々な手法の活用を強調するとともに、脆弱な銀行に関する監督当局としての情報発信の在り方を見直しています。
- マクロプルーデンス上の評価、ストレステスト、ビジネスモデル分析など、監督プロセスの改善に向けたガイドラインを提供するとともに、銀行の健全なコーポレートガバナンスの重要性について強調しています。
- 流動性の枯渇、過度なリスクの集中、均衡を失った報酬制度、不適切なリスク管理等の課題を強調しています。
- 関係当局間の情報共有や協力に関するガイドラインを拡充しています。

本文書の第1部では、脆弱な銀行に対処するための監督上の基本的な前提条件や監督当局による問題の特定を可能にする手法について論じています。ここでは、再建や破綻処理に係る問題に対応するための準備作業が含まれます。第2部では、脆弱な銀行を建て直すために利用できる是正措置や、破綻処理当局が経営不振あるいは破綻した銀行に対処するための手段について検討しています。

当ペーパーの市中協議文書は2014年6月に公表されました。本日公表されたガイドラインは、2002年に公表されたガイダンスに取って代わることになります。